

行政文書（許認可通知等）の電子署名及び電子契約（物品、委託・役務業務等）手続の開始について

1 要旨・目的

行政手続のオンライン化の更なる充実による県民利便性の向上、庁内の事務の効率化に加え、公印の不正利用の不適切事務をシステム的に防止する観点から、文書管理システムに電子署名機能を追加し、知事部局の本庁所属において、許認可通知等の行政文書に係る電子署名及び物品、委託・役務業務等の電子契約の手続を開始する。

2 現状・背景

行政手続に係る県民からの申請については、ほぼ全てがオンライン申請可能となっているものの、公印押印を要する許認可通知等の行政文書については、書面により交付していることから完全なデジタル化となっていない。

また、契約手続においては、契約事務が電子化されていないため、受発注者双方の事務の軽減化が十分に図られていない。

3 概要

(1) 対象文書

- ア 許認可通知等の行政文書
- イ 物品（購入、リース等）、委託・役務業務に係る契約書

(2) 期待される主な効果

ア 行政手続のオンライン化の推進

（ア）県民利便性の向上

許認可通知等の行政文書について電子署名機能の追加により、電子文書による交付を可能とすることで、郵送等に要する時間の短縮や来庁する手間の削減など、県民等の手続の負担軽減が図られる。

また、電子契約においては、書面による契約から電子契約とすることで、契約書への押印、郵送手続など、契約の相手方の事務作業に要する時間や、郵送代、印紙代等の費用の軽減が見込まれる。

（イ）事務の効率化等

許認可通知等の行政文書や契約書の電子化により、職員による文書の印刷、製本、押印、郵送などの事務作業が削減されることで、効率化及び費用の削減が図られる。

イ 不適正事務の防止

許認可通知等の行政文書や契約書について、公印の押印に代わり、システム的に電子署名の付与を可能とすることにより、未決裁文書への公印押印などの不正な使用の防止が図られる。

なお、当該機能は、令和6年9月26日総務委員会資料（許認可事務の適正化等について）において今後の検討事項としていた、公印以外の方法で真正性を確保する仕組の導入を実装したものである。

(3) 予算（単県）

8,269千円（税込）（R8.3月分利用料1,119千円を含む。）

(4) 今後のスケジュール

○ 令和8年2月（予定）

県民・事業者等への周知等

※ 電子契約は、事業者向けのホームページの開設及びオンライン説明を実施（2月末）

○ 令和8年3月～

電子署名・電子契約の運用開始

※ 電子契約は令和8年4月1日以降に公告等を行う案件から運用開始